

伊達市民憲章検討結果報告書

平成28年3月

伊達市民憲章検討委員会

伊達市民憲章検討委員会 委員名簿

高 野 保 夫 委 員 長 福島大学名誉教授
(伊達市教育委員会委員長)

八 島 利 幸 副委員長 掛田地区健幸都市協議会会長
(天蚕の会事務局長、孝の郷施設長)

宍 戸 正 幸 梁川小学校校長
(伊達市校長会会長)

石 井 祐 聖 円福寺住職
(大正大学仏教学部講師)

桑 名 俊 光 桑名医院院長
(地域包括ケアを支える伊達ネットワーク委員会委員長)

酒 井 方 子 福島人権擁護委員協議会伊達市部会副会長

三 浦 哲 夫 福島県川柳連盟副会長

1 はじめに

本委員会は、平成 28 年 1 月 1 日に伊達市が合併 10 周年となることを機に、更なるふるさとへの愛着心を育み、まちの一体感を醸成するとともに、協働してより良いまちづくりを進めていくための行動規範となる市民憲章を制定するにあたり、その案を協議検討するため、平成 27 年 12 月 16 日に設置されました。

委員会では、様々な分野で活躍されている委員がそれぞれの想いを持ち寄り、合併した旧 5 町の町民憲章の趣旨も継承しながら、全 5 回にわたる会議を重ね、伊達市民憲章(案)を取りまとめました。

2 協議等の経過

年月日	会議等の内容	会議等の結果
平成 27 年 12 月 16 日	検討委員会委員委嘱状交付及び 第 1 回検討委員会 (1)委員会の設置及び運営について (2)市民憲章の制定及び制定スケジュールについて	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・委員会の運営方法の決定 ・委員会開催回数等のスケジュールを決定
～平成 28 年 1 月 13 日	各委員による私案作成	・市民憲章素案を作成するにあたり、各委員が私案を作成
平成 28 年 1 月 20 日	第 2 回検討委員会 (1)市民憲章の私案について (2)市民憲章素案の作成について	・委員私案の内容を検討し、素案作成の手順、方向性について協議
2 月 4 日	正副委員長、事務局打合せ	・市民憲章素案(たたき台)作成について協議
2 月 10 日	第 3 回検討委員会 (1)市民憲章素案の作成について	・市民憲章の素案について協議 ・素案解説文について協議
2 月 12 日	正副委員長、事務局打合せ	・市民憲章の素案、素案解説文の修正協議
2 月 17 日	第 4 回検討委員会 (1)市民憲章素案の作成について (2)パブリック・コメントについて	・市民憲章の素案を作成 ・パブリック・コメントについて協議
2 月 25 日	中間報告	・市民憲章素案を市長に説明
3 月 23 日	第 5 回検討委員会 (1)市民憲章(案)について (2)市民憲章推進活動について	・市民憲章(案)の決定 ・市民憲章推進活動について協議
3 月 23 日	市民憲章(案)の提案	・市民憲章(案)を市長に提案

3 伊達市民憲章(案)

【表題】

伊達市民憲章 ～心をひとつに～

【前文】

わたしたちは、緑豊かなふるさとの歴史と伝統に誇りをもち、協働の精神でさまざまな困難をのりこえ、健康で安心して暮らせる活力ある「伊達なまちづくり」をめざし、この憲章を定めます。

【本文】

- 一 まもりましょう ふるさとの自然と歴史を
- 一 つなぎましょう 世代の絆とたしかな信頼を
- 一 そだてましょう 支えあいと思いやりの気持ちを
- 一 きずきましょう 学ぶ心とゆたかな文化を
- 一 めざしましょう すこやかで活力のあるまちを

4 伊達市民憲章(案)の解説

(1) 表題

憲章名を「伊達市民憲章」とし、副題の「心をひとつに」という言葉は、伊達市が合併したときの「伊達 織りなす未来 ひとつの心」という表現に象徴されるように、旧町それぞれの個性を生かしつつ、「伊達市」として一体になるという理念を継承したものです。

(2) 前文

本憲章は、私たちが誇りとする自然、歴史、文化、伝統を尊重・継承し、市民みんなの力で大震災、原発事故、人口減少に伴う社会問題などの困難を克服するとともに、地域も人も輝き、豊かで明るい未来をめざす伊達市の実現のために定めるものです。「伊達なまちづくり」には、誰もが健康で自分らしく生涯を過ごすことができるまちでありたい、という強い願いが込められています。

(3) 本文

子どもからお年寄りまで声に出して唱え、日々の暮らしの中で明確な目標を持ち、市民が協力、協調しながら実践しやすいよう、簡潔で親しみやすい表現にしています。「～ましょう」という五つの呼びかけには、市民一人ひとりが主人公となり、希望あふれる伊達市の未来を積極的に創り上げようという思いが託されています。

一 まもりましょう ふるさとの自然と歴史を

豊かな自然環境と、先人が築いてきた歴史、文化、伝統を大切に守り、それらを生かしたまちづくりに努め、心豊かに生活できるふるさとの実現をめざします。

一 つなぎましょう 世代の絆とたしかな信頼を

世代の垣根を越えて人々が連携し、望ましい信頼関係を築き、創意ある取り組みで地域の活力を生み出し、規律を尊重した安全・安心な地域づくりをめざします。

一 そだてましょう 支えあいと思いやりの気持ちを

自らを高め、地域ぐるみでお互いを支え合い、安心な子育てを実現し、住み慣れたふるさとで自分らしく明るく暮らせる社会づくりをめざします。

一 きずきましょう 学ぶ心とゆたかな文化を

教育や文化を尊重し、読書に親しみ、生涯を通して学べる教育環境を充実させ、広い視野に立って行動し、地域を活性化できる創造的な人材の育成をめざします。

一 めざしましょう すこやかで活力のあるまちを

健幸都市宣言をふまえ、子どもからお年寄りまで運動に親しみ、地域も人も輝く活気あるまちづくりを推進し、地域の特色を生かした産業の振興・発展をめざします。

5 むすび

市民憲章は、市民の主体的なまちづくり活動を創出させるための行動指針となるものであることから、市民への啓発、浸透が非常に重要であると考えます。そのため、各種行事で唱和するなど、あらゆる機会において積極的な啓発に努めていただきますよう、切に願います。